

○農林水産省令第 号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第二十条第三項及び第二十一条第一項の規定に基づき、  
農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

農林水産大臣 吉川 貴盛

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後	<p>(報告) 第二十条 (略)</p> <p>2 電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して前項の規定による提出をしようとする者については、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年農林水産省令第二十一号)第三条第三項の規定は、適用しない。</p> <p>(業務規程) 第二十一条 法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一 四 (略) 五 農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する事項 六 十一 (略)</p>
改 正 前	<p>(報告) 第二十条 (略) (新設)</p> <p>(業務規程) 第二十一条 法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一 四 (略) 五 農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所に関する事項 六 十一 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。